

新型コロナウイルス感染症

まん延防止等重点措置解除に伴う森町の対応

令和4年3月22日

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、静岡県に出されていた国の「まん延防止等重点措置」が令和4年3月21日をもって解除されることを受け、静岡県では「措置解除後の当面の対応」を決定いたしました。

これを受け、森町の対応方針を次のとおりとします。

なお、静岡県のまん延防止等重点措置解除後の対応は、「まん延防止等重点措置解除後の当面の対応（静岡県ホームページ）」をご確認ください。

1 まん延防止等重点措置区域解除に伴う主な内容

(1) 期間 令和4年3月22日（火）～当面の間

(2) 町民への要請

- ① 外出する際は、感染リスクが高い場所や感染リスクの高い行動は避ける。高齢者や基礎疾患のある人は、慎重な行動に努める。
- ② 3密（密閉・密集・密接）の条件が揃う場面はもちろん、「1密」であっても回避。特に、室内での換気を徹底。
- ③ 家庭においても換気、手指消毒等の感染防止対策の一層の徹底。家庭内感染の拡大防止に努める。
- ④ 歌唱やカラオケを利用する際は、不織布マスクの着用、定期的な換気、設備の消毒、人と人との距離の確保など、感染防止対策の一層の徹底。
- ⑤ 飲食を伴う会合は、少人数、短時間とし、会食中の会話時は不織布マスクを着用する。「ふじのくに安全・安心（飲食店）認証」を受けた店舗等の利用。

(3) 事業者等への要請

業種別ガイドラインによる感染防止策の徹底や換気や湿度の管理など感染しにくい環境の確保に努める。

(4) 町有施設について

各施設においては、町の公共施設における感染防止対策などを定めた「町有施設における感染防止方針」をもとに、感染防止対策を講じる。

(5) イベント等について

主催者は、感染状況を確認し実施の可否を検討する。実施にあたっては、主催者は、不織布マスクの着用、入場時の検温、密の回避などの基本的な感染防止対策の徹底をはじめ、業種別ガイドラインの遵守や参加者名簿の作成、事前予約の実施、接触確認アプリ（COCOA）の活用など適正な実施に努める。

(6) 幼稚園・小中学校について

- ・園、学校での諸活動において、基本的な感染防止対策の徹底や講話等により感染防止意識の継続を図る。
- ・部活動、課外活動等における集団行動・団体行動の場では、感染リスクが高まることを踏まえ感染防止対策を徹底する。

(7) ワクチン接種について

接種を希望する方に対して、計画的に接種できるよう体制を維持するとともに、副反応等接種に対する不安を取り除くため、適切な情報提供に努める。

(8) その他

- ・この対応方針は、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や国、県の動向を踏まえ、必要に応じて改定します。
- ・新型コロナウイルスに関する詳細情報につきましては、森町ホームページ>トップページ>緊急情報>「新型コロナウイルスに関する情報について」をご確認ください。



ホームページ
QRコード